

入院時食事療養費

当院は、入院時食事療養費()の届出を行っており、医師の発行する食事箋に基づき、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については18時以降)適温で提供しています。

入院時の食事に係る標準負担額(1食につき)

所得区分				標準負担額(1日3食を限度)
義務教育就学後～ 69歳までの患者様		70歳以上の患者様		
区分ア 区分イ 区分ウ 区分エ		現役並み 現役並み 現役並み 一般 一般		1食 490円
区分オ (住民税非課税世帯)	90日までの入院	低所得 (住民税非課税世帯)	90日までの入院	1食 230円
	90日を超える入院 (申請が必要)		90日を超える入院 (申請が必要)	1食 180円
		低所得 (住民税非課税世帯)		1食 110円

難病指定患者様は1食280円です。

平成28年3月31日時点で1年以上継続して精神病床に入院していて、平成28年4月1日以降引き続き入院している患者様は、1食260円(今後変更になる場合があります)です。